

※ 本公募は、平成24年度予算原案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業実施内容等の変更があり得ることに御留意ください。

食と地域の交流促進対策交付金公募要領 (食と地域の交流促進集落活性化対策)

1 はじめに

近年、農村地域は、農業所得の減少、担い手不足の深刻化、これらに伴う活力の低下など厳しい状況に直面している一方、都市地域においては、「ゆとり」や「やすらぎ」などを与える都市と農山漁村の交流に対するニーズが高まっているところ です。

このような中、昨年10月に決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(食と農林漁業の再生推進本部決定。<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/saisei/pdf/shiryo1.pdf>)においては、「消費者との絆の強化」を図るため、「地域の力が総合的に発揮されるよう、都市住民のライフスタイルを変える市民農園やグリーン・ツーリズムの活用等を推進する」こととされたところです。

このため、グリーン・ツーリズムなど食を始めとする豊かな地域資源を活かし、創意工夫に富んだ集落ぐるみの都市農村交流などを促進することが重要であり、こうした取組を推進し、農林漁業者の所得向上や集落の維持・再生を図る必要があります。

食と地域の交流促進対策交付金(以下「本交付金」という。)では、創意工夫に富んだ集落ぐるみの都市農村交流などを促進する取組に対して、国が交付金を直接交付し、支援します。

この支援の対象団体、要件及び応募手続については、この要領をご覧ください。

なお、当該支援を希望する場合は、必要な提出書類を下記の公募期間内に御提出願います。

公募期間：平成24年2月15日(水)から平成24年3月9日(金)まで

2 対象事業

公募する対象事業は、次に掲げる取組とします。

- (1) 子ども交流推進(子ども農山漁村交流プロジェクト)
- (2) 観光と連携した都市農村交流推進(グリーン・ツーリズム)
- (3) 定住促進
- (4) 都市人材の活用推進(田舎で働き隊)
- (5) 農村環境の活用推進
- (6) 集落型産地振興
- (7) 都市農業の振興

- (8) 医療・介護の場としての活用推進
- (9) 生活条件確保
- (10) 地域提案型活動

なお、これらの取組の詳細については、別紙1を参照してください。

また、取組の実施期間は2年以内です（ただし、(4)都市人材の活用推進（田舎で働き隊）は1年です。）。

3 応募方法

応募は4の本交付金の交付の対象となる団体が(1)の①の提案書を提出することにより行ってください。

- (1) 応募に必要な書類（以下「提案書等」という。）

- ① 食と地域の交流促進対策交付金（食と地域の交流促進集落活性化対策）事業実施提案書（以下「提案書」という。）

※ 農林水産省ホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）からダウンロードし、様式に従って作成してください。

- ② 申請者の組織、活動内容等を示す次に掲げる資料（①の提案書に添付）

ア 規約、会計規程など集落協定の内容を示す文書（応募時は案でも可）

イ 集落協定に参加する者の活動内容の概要が分かる資料

ウ 集落ぐるみの取組を連携する団体についての概要が分かる資料

エ 提案された取組を主導する運営責任者（プロジェクトマネージャー）のこれまでの取組実績、提案された取組の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力等を判断するために必要な資料

オ 本交付金による事業と連携している又は連携する予定の各府省の事業との連携の内容が分かる資料（各府省の事業と連携している場合は、連携していることが確認できる資料を提出してください。また、連携する予定がある場合は、連携の内容、時期等が具体的に分かる資料を提出してください。）

カ 地域再生法第5条第1項に基づく地域再生計画（提案された取組が同計画に関連する場合に限る。）

※ 地域再生計画は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が作成し、内閣総理大臣が認定するものです。

詳しくは下記のホームページを御覧ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html>

キ 定住自立圏構想推進要綱について（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づく定住自立圏形成協定又は定住自立圏形成方針（提案された取組が同協定又は同方針に関連する場合に限る。）

※ 定住自立圏形成協定は、人口の定住のために必要な諸機能の確保に向けて、中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能の強化」等の観点から連携する取組について、関係市町村議会の議決を経て定める協定です。

詳しくは下記のホームページを御覧ください。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html

なお、申請団体に参加する構成員又は申請団体に参加する見込みの構成員が、過去1年間に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第17条第1項の規定により交付決定の取消を受けた事実がある場合は、取消を受けた時期及び事実内容を提案書に記載してください。

(2) 提案書等の提出方法等

① 提出方法

15に定めるお問い合わせ先に御持参又は御郵送願います。

② 提出期限

平成24年3月9日（金）17時

（郵送の場合は平成24年3月9日（金）（消印有効））

③ 提出に当たっての留意事項

ア 提出する提案書等は、1団体につき1点に限ります。

イ 提出部数は1部です。

なお、提案書等に要する一切の費用は応募者の負担とし、提案書等の返却は行いません。

4 本交付金の交付の対象となる団体

本交付金の交付の対象となる団体は、以下の事項を定めた規約を含む集落協定を定めた又は定める見込みの団体です（※ただし、当該団体のうち集落協定を定める見込みのものが応募を行ったときは、10の（3）交流促進計画の承認の申請時まで集落協定を定める必要がありますので御留意ください。）。

(1) 目的

(2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲

(3) 意思決定方法

(4) 解散した場合の地位承継者

(5) 事務処理及び会計処理の方法

(6) その他運営に関して必要な事項

なお、各種団体（地方公共団体、特定非営利活動法人、民間企業等）又は個人を問わず団体の構成員になることができますが、農林漁業者が構成員に含まれていることが必要です。

5 交付金の交付の対象となる経費

提案された2の取組に直接必要となる経費が交付金の交付の対象になります。具体的な交付金の交付の対象となる経費は別紙2のとおりです。

6 交付金の対象とならない経費

本交付金の交付の対象となる団体の経常的運営に要する経費（当該事業の実施に直接関係しないもの）は対象になりません。

7 交付金の額

交付される交付金の額は、1事業実施主体につき1年当たり220万円を上限とします。補助率は定額であり、交付目的に従い、5の交付金の交付の対象となる経費を交付金の事業で支出した場合、上限額まで全額交付します。

ただし、交付金の額は、審査した上で決定するため、申請された額を減額することがあります。

また、本交付金の事業により収益が生じた場合は、その収益に相当する額を減額して交付しますので御注意ください。

採択件数は、予算の範囲内とします。

8 説明会の開催

本交付金に関する説明会を次のとおり開催します。

なお、出席者は各団体1名程度とします。

また、説明会への出席は応募条件ではありません。

区 分	日 時	場 所
北海道	平成24年2月23日（木） 14:00～16:00	札幌市中央区北4条西7丁目1-4 北農健保会館（3階 芭蕉）
東北農政局	平成24年2月21日（火） 13:30～15:30	仙台市青葉区本町3-5-22 宮城県管工事会館（9階 大会議室）
関東農政局	平成24年2月20日（月） 14:00～16:00	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 （5階 共用中研修室5B）
北陸農政局	平成24年2月24日（金） 14:00～16:00	金沢市尾山町10-5 石川県文教会館（4階 401・402号室）
東海農政局	平成24年2月24日（金） 14:00～16:00	名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎1号館 （東海農政局1階 第一・二会議室）
近畿農政局	平成24年2月21日（火） 14:00～16:00	京都市上京区東堀川通下長者町下ル ホテル ルビノ京都堀川（会議室 加茂）
中国四国農政局	平成24年2月22日（水） 13:30～16:00	岡山市北区桑田町1-30 岡山県農業共済会館 （6階 大会議室）
九州農政局	平成24年2月24日（金） 14:00～16:00	熊本市花畑町4番8号 熊本市国際交流会館（5階 大広間A・B）
内閣府	平成24年2月23日（木）	那覇市おもろまち2-1-1

9 審査ヒアリング

提出された提案書を審査するに当たり、必要に応じて、提案書の内容について申請者からヒアリングさせていただくことがあります。

ヒアリングを行う場合は、申請者に事前に御連絡いたします。

10 提案書の選定等

(1) 提案書の選定

提案書の選定については、選定審査委員会を設置し、(2)の観点から提案書の審査を行い、予算の範囲内で、地方農政局長等（本交付金の申請する者の主たる事務所が北海道に所在する場合は農村振興局長、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、これら以外の地域に所在する場合は地方農政局長。以下同じ。）が選定します。申請された提案書が選定された場合は採択通知書を、不採択の場合は不採択通知書を申請者宛てに通知します。

また、選定の際、採択通知書を通知した者に対し、(3)の交流促進計画の承認申請に当たり条件を付すことがあります。

なお、採択通知書を受けた者の辞退などがあった場合は、これに伴い、不採択通知書を受けた者に採択通知書を通知する場合があります。その際は、事前に該当する者に御連絡致します。

(2) 審査の観点

① 各取組の共通の基本項目

ア 事業目的の理解度、事業の必要性

- ・ 事業の趣旨・目的を理解しているか。地域の課題やニーズに対応した取組であるか。
- ・ 農林漁業者が中心となって行う集落ぐるみの取組であるか。
- ・ 集落のコミュニティの維持・再生において、緊急性が高い取組であるか。

イ 事業実施による効果、自立的・継続的な取組への展開など事業計画の有効性

- ・ 実現性のある事業計画であるか。
- ・ 事業目標の設定は妥当であるか。事業効果の高い取組であるか（交流人口の増加、定住の促進、農家所得の向上、雇用の拡大等）。
- ・ 事業完了後、自立的・継続的な取組に繋がる計画であるか。

ウ 事業実施手法の妥当性・効率性

- ・ 事業計画が事業目標を達成する手段として妥当か。
- ・ 事業計画に沿って、効率的な事業費の執行が見込まれるか（物品購入や一過性のイベント経費の執行に偏っていないか）。
- ・ 若者の視点・アイデア、高齢者の知見・経験の活用など幅広い層の意見が採り入れられているか。

- エ 事業遂行のための技術力及び組織運営の妥当性
 - ・ プロジェクト・マネージャーのもと、事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。
 - ・ 地方公共団体の協力・参画が得られているか。
 - ・ 適切な経理処理能力を有しているか。
- オ 関連施策との連携促進
 - ・ 「食と地域の交流促進対策交付金実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2357号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）」第5に記載された事業との連携の有無
 - ・ 地域再生法第5条第1項に基づく地域再生計画、定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定又は定住自立圏形成方針との関連の有無
- カ 女性の参画の促進
 - ・ 女性が重要な役割を担っているか。
- キ その他の審査の観点
 - ・ 情報通信技術を活用した効果的な取組であるか（インターネットによる地域活動の情報発信、ITを活用した商品管理、関連ウェブサイトとの連携など）。
 - ・ 企業、大学、NPOによる地域貢献活動など、集落と民間等との新たな交流・協働を促進する取組であるか。

② 個別項目

別紙1のとおり。

(3) 交流促進計画の承認

本交付金の申請者は、提案書の選定後1月以内に交流促進計画を地方農政局長等に提出し、その承認を受けてください。

なお、提案書の選定後、内容や対象経費の精査などのため、ヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、申請者に事前に御連絡いたします。

また、当該団体のうち集落協定を定める見込みのものが応募を行ったときは、交流促進計画の承認の申請時まで集落協定を定める必要がありますので御留意ください。

11 交付金の支払手続

交流促進計画を承認したときは、本交付金の申請者に対して交付金割当通知を送付し、提案された事業に割当される交付金の額をお知らせします。

本交付金の申請者は、割当された額を踏まえ、「食と地域の交流促進対策交付金交付要綱」（平成23年4月1日付け22農振第2359号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第5に定める交付金交付申請書を作成し、地方農政局長等に提出してください。

その後、地方農政局長等から発出される本交付金の交付決定通知が送付された後に本交付金の対象となる事業を開始することができます（これより前に発生した経費や年度終了後に発生した経費は、交付金の交付の対象になりません。）。

本交付金の支払方法は事業終了後の精算払を原則とします。支払に関する手続は以下のとおりです。

- ・ 本交付金の申請者は、毎年度事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1か月を経過した日のいずれか早い期日までに、領収書等の写しを添付して、交付要綱に定める実績報告書を作成し、地方農政局長等に提出してください。
- ・ その後、地方農政局長等により、提出された当該実績報告書と領収書等の写しについて審査し、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、確定通知の送付により交付金が支払われます。

12 事業の実施に当たっての留意事項

(1) 地元自治体との連携

本交付金により実施する事業は、地元自治体の農山漁村施策との調和を図りつつ実施することが重要であることから、できるだけ地元自治体との連携・協力を図るようお願いします。

(2) 各年度における事業の実施

事業の実施に当たっては、毎年度、実施内容、交付対象経費などの審査を受ける必要があります。また、交付金の精算についても毎年度行うこととなります。

(3) 交付金の経理

交付金の交付に当たっては、どのような目的で、いつ支出されたか、いくら支出されたかなどについて明らかにしておく必要があります。

したがって、交付金の申請者は、本交付金の事業とそれ以外の活動に係る経理を明確に区分しておく必要があり、本交付金の事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、この収入及び支出についての証拠書類又は関係資料を整理し、一定期間整備保管しておく必要があります。また、会計経理に当たっては、独立した口座を設けておく必要があります。

(4) 交流促進計画を変更する場合の手続

以下に該当する場合については、地方農政局長等に交流促進計画を提出し、その承認を受ける必要があります。

- ① 事業費の3割を超える増減
- ② 事業実施主体又は事業実施期間の変更
- ③ 事業の廃止

(5) 人件費の算定

本交付金に係る事業の実施に当たり、人件費を補助の対象とする場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、人件費を算定しなければなりません。

13 事業評価の留意事項

本交付金の申請者は、目標年度（事業完了年度の翌年度）までの毎年度において

事業の評価を行い、地方農政局長等に報告する必要があります。報告は、各年度の翌年度5月末日までに所定の様式により行う必要があります。この評価の結果は、地方農政局長等において事業の適正な運営の検討や指導等のための資料とするとともに、第三者機関の所見を加えた上、農林水産省のホームページなどで公表します。

14 その他留意事項

本交付金の応募に当たっては、「食と地域の交流促進対策交付金実施要綱」（平成23年4月1日付け22農振第2356号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び実施要領を必ずお読みください。

本交付金は、補助金適正化法等の法令、実施要綱、実施要領等の通知に従って実施されるものです。これらに違反して事業を実施することはできませんので御注意願います。

(1) 交付金の返還について

交付決定以前に本交付金の事業に着手するなど補助金適正化法に違反して交付金を使用した場合は、交付金の交付決定が取り消され、受け取った交付金の全部又は一部について返還を求めることがありますので御注意願います。

(2) 罰則について

不正な手段により交付金の交付を受けるなどした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがありますので御注意願います。

事業の実施に当たり、調査等を行う場合がありますので、御協力をお願いします。

15 お問い合わせ先及び提案書等提出先

お問い合わせについては以下の連絡先に電話かFAXをしていただきますようお願いいたします。

また、提案書等の提出先は原則として以下のとおりです。

【応募者の主たる事務所が北海道の場合】

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL : 03-3502-8111（内線5451、5447）

Fax : 03-3595-6340

【応募者の主たる事務所が青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の場合】

農林水産省東北農政局農村計画部農村振興課

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1

TEL : 022-263-1111（内線4444、4185）

Fax : 022-715-8217

【応募者の主たる事務所が茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県の場合】

農林水産省関東農政局農村計画部農村振興課

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

TEL : 048-600-0600 (内線3462, 3405)

Fax : 048-740-0082

【応募者の主たる事務所が新潟県、富山県、石川県、福井県の場合】

農林水産省北陸農政局農村計画部農村振興課

〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60

TEL : 076-263-2161

(内線3412、3423、3419)

Fax : 076-263-0256

【応募者の主たる事務所が岐阜県、愛知県、三重県の場合】

農林水産省東海農政局農村計画部農村振興課

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2

TEL : 052-201-7271 (内線2521、2519)

Fax : 052-220-1681

【応募者の主たる事務所が滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の場合】

農林水産省近畿農政局農村計画部農村振興課

〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町

TEL : 075-451-9161 (内線2417, 2421)

Fax : 075-451-3965

【応募者の主たる事務所が鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の場合】

農林水産省中国四国農政局農村計画部農村振興課

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1

TEL : 086-224-4511 (内線2522、2521)

Fax : 086-227-6659

【応募者の主たる事務所が福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の場合】

農林水産省九州農政局農村計画部農村振興課

〒860-8527 熊本県熊本市春日2-10-1

TEL : 096-211-9111 (内線4615、4628)

Fax : 096-211-9812

【応募者の主たる事務所が沖縄県の場合】

内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課

〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

TEL : 098-866-0031 (内線83290、83293)

Fax : 098-860-1179

2 対象事業 (1)食と地域の交流促進集落活性化対策

区 分	各メニューの内容の詳細	「10 (2) 審査の観点」(個別項目)
<p>(1) 子ども交流推進(子ども農山漁村交流プロジェクト)</p>	<p>下記の1)～3)の中から、集落の現状に応じて、いずれかの取組を選択する。</p> <p>1) 受入モデル地域体制整備 平成24年度において、新たに学校単位での農山漁村における小学生の宿泊体験活動受入を実施し、受入モデル地域として、地域の人材育成、プログラム開発、安全管理体制の確立等の受入体制を構築する取組</p> <p>2) 受入モデル地域体制整備(先導型) 過去に学校単位での農山漁村における小学生の宿泊体験活動の受入を行うとともに、平成24年度も受入を実施し、他地区への受入ノウハウの普及を図る取組</p> <p>3) 新グリーン・ツーリズム等支援 ア)外国からの教育旅行等 イ)小学校、中学校、高校、大学、専門学校、子ども会等を対象とした農山漁村での宿泊体験活動の受入など、子ども農山漁村交流プロジェクトの推進に寄与する新たなグリーン・ツーリズムを展開するため、地域の人材育成、プログラム開発、安全管理体制の確立等の受入体制を構築する取組</p>	<p>「10 (2) 審査の観点」(個別項目)</p> <p>1) 1. 子どもの宿泊体験の受入を行う農林漁家をはじめ、地域の農林漁家や市町村、農林漁業関係団体、NPO法人等を構成員とする体制が整えられていること。 2. 1週間程度(原則4泊5日以上)の小学校一つの学年規模での長期宿泊体験活動の受入が可能であり、事業期間中に具体の受入活動(当該受入期間を超える農村活動等の体験プログラムの整備)の実施が見込まれること。 3. 農林漁家や農林漁家民宿に1泊以上宿泊し、ローテーションによる対応を含め、農林漁家の生活体験が小学校一つの学年規模で実施可能であり、事業実施期間中に実際に受け入れを行うこと。 4. 子どもの受入のための連絡調整に係る窓口を有し、必要なインストラクター等が年間概ね6ヵ月以上確保され、複数の長期宿泊体験活動の受入が可能であること。安全管理に関するマニュアルを作成し、 5. 受入側の構成員に対する研修を行うとともに、緊急連絡体制の整備や各種賠償責任保険への加入など長期宿泊体験活動を実施する上で十分な安全対策が講じられることとなっていること。 6. 1から5までの状況に鑑み、受入体制の整備の核と見込まれる地域として、都道府県から推薦がある地域であること。 (都道府県名、担当者名、推薦理由を記した文書を封書にて添付すること。)</p> <p>2) 「1)の1から5)の条件を全て満たし、地方農政局内において、子ども農山漁村交流プロジェクトの普及推進を図る組織と密接な連携が図られること。</p> <p>3) 「1)の1から5)と同程度の受入条件が整えられる、小学校、中学校、高校、大学、専門学校、子ども会等のまとまった規模で、事業実施期間中に実際に1泊以上の宿泊体験活動の受け入れを行うこと。外国からの教育旅行等の受入にあっては、更に外国語で対応可能な者が確保されること。</p>

区 分	各メニューの内容の詳細	「10 (2) 審査の観点」(個別項目)
<p>(2) 観光と連携した都市農村交流推進(グリーン・ツーリズム)</p>	<p>観光関係者と農村地域が連携して取り組むグリーン・ツーリズム等の都市農村交流を推進するための</p> <p>① 長期的な視点に立った観光コンセプトの確立 ② 地域の観光資源の整理・評価 ③ 地域の人材の育成、受入窓口の一元化などの受入体制の整備 ④ 開発した旅行商品の販売チャンネルの確立</p> <p>などを行う取組 ただし、訪日外国人旅行者の受入を目指す者にあつては、直前の契約変更や旅行者に緊急事態が発生した場合の対応が既に可能であることを必須条件とする。</p>	<p>1. 立地条件や交通条件など地域の特性に応じて誘客対象を明確にし、インバウンドの推進やボランティアの参加促進など、グリーン・ツーリズムに対して新たな需要を創出する取組であること。</p> <p>2. 行政、観光協会、宿泊事業者、二次交通事業者など地域の多様な者が参画・連携し、受入窓口や情報発信の一元化、人材の育成、商品の安定的な供給体制の構築を図るなど受入体制の整備が図られる取組であること。</p> <p>3. 将来、集落協議会等の法人化、経営診断の導入、旅行業法上の資格取得など自立的・継続的な受入体制の構築を目指す取組であること。</p> <p>4. 旅行商品の造成などに当たり、観光関係者等の視点を導入するなどによりグリーン・ツーリズムならではの特徴的な地域資源の整理、評価をする取組であること。</p> <p>5. 旅行商品の造成などに当たり、観光関係者等と連携し、関係法令の遵守や契約などの実務的な課題を解決する取組であること。</p> <p>6. 旅行商品の造成などに当たり、商品の品質確保、交通条件の確保などの課題に応じて、観光関係者などと連携を図るなどして解決する取組であること。</p>

区 分	各メニューの内容の詳細	「10 (2) 審査の観点」(個別項目)
(3) 定住促進	<p>下記の①～⑥を参考に、集落の現状に応じて事業内容を策定する。</p> <p>① 集落が抱える課題及び集落の活性化・定住促進に必要な情報に関する調査、並びに市町村等が計画している定住促進計画の調査分析</p> <p>② 空き家等の調査、就職情報、農地の確保など定住に関する現状調査</p> <p>③ 集落の空き家・就職情報窓口の設置、定住アドバイザー育成・設置、HP作成など、定住支援体制の整備及び運営の取組</p> <p>④ 定住促進イベントの参加や農村ライフセミナーの開催、農林漁業体験など、都市で生活する定住希望者へのプロモーション活動</p> <p>⑤ 地域文化の伝承、農作業指導、地域情報などの窓口設置など新規住民への地域支援活動及び就職・起業促進</p> <p>⑥ 企業等と連携した中長期農山漁村滞在プログラム策定のためのワークショップ、検討会の開催</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の資源・実情に応じて、定住を促進させる対象者などが明確になっていること。 2. 定住対象者の仕事、住居に係る条件整備が図られていること。 3. 買物、学校、病院、集落活動など生活環境に係る条件整備が図られていること。 4. 集落、農業関係者等の合意形成が図られていること。また、地域おこし協力隊など地元自治体の取組、定住に係る有識者やマッチング関係団体等との連携が図られていること。
(4) 都市人材の活用推進(田舎で働き隊)	<p>都市部人材を活用した農村地域の活性化を担う人材の育成等を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研修人材の募集・選定 農村地域で活性化活動を希望する人材の募集及び選定</p> <p>② 農村地域の活性化に有効な実践研修 集落が抱える課題の解決に向け、上記で選定した都市部人材を活用した地域の活性化に有効な、実践研修の実施</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の資源・実情に応じて、地域活性化ニーズに合った人材が明確となっていること。 2. 研修期間中の緊急事態に備える体制の整備や各種賠償責任保険への加入など、長期の研修を実施する上で十分な対策が講じられていること。 3. 都市部人材を確実に確保するため、募集効果の高い複数の方法による募集体制となっていること。 4. 地域活性化ニーズに合った人材(スキル)を活かす具体的な研修内容となっていること。 5. 研修実施に当たり、指導者、施設、組織等が確保できていること。 6. 地域おこし協力隊など地元自治体の取組や研修に係る有識者やマッチング関係団体との連携が図られていること。

区 分	各メニューの内容の詳細	「10 (2) 審査の観点」(個別項目)
(5) 農村環境の活用推進	<p>下記の①～⑤を参考に、集落の現状に応じて事業内容を策定する。</p> <p>① 生態系や景観、多面的機能等の農村環境の活用推進に必要な組織体制の構築や、人材育成のための研修会、集落内の合意形成や意識啓発のためのワークショップ等の実施</p> <p>② 集落が有する農村環境の魅力を再認識するため、専門家等との連携を図りつつ行う、生きもの調査や、集落の農村環境の現状の分析、把握等</p> <p>③ 集落の農村環境を保全、向上させるため、専門家等との連携を図りつつ行う、外来種駆除及び水田魚道の設置等の実践活動の実施に必要な組織の構築や人材確保等の取組</p> <p>④ 集落の農村環境を活用した都市農村交流を促進するために行う、生きものブランド等の農産物の高付加価値化の検討や、エコツーリズムの要素を取り入れた生きもの観察会等の取組</p> <p>⑤ 農村環境の活用推進に係る取組の結果の分析・評価及び今後の取組の向上に向けた対応策の検討</p>	<p>1. 生態系や景観等の農村環境の保全が図られる取組であること。</p> <p>2. 生きもの観察会等の都市と農村の交流活動や、生きものブランド等の農村環境を売りにした農業生産等、農村環境を活用した取組が見込まれること。</p> <p>3. 農村環境の保全、再生又は活用に向けた普及・啓発活動や環境教育の取組が見込まれること。</p> <p>4. 生態系や景観等の農村環境に関する専門家若しくは専門機関又は先進的な取組を行う他の集落との円滑な連携が見込まれること。</p> <p>5. 実践活動の実施に関し、当該活動の影響を受ける恐れのあるほ場や農業施設の所有者又は管理者から円滑な協力や支援が受けられる体制の整備が見込まれること。</p>
(6) 集落型産地振興	<p>下記の①～③の中から、集落の現状に応じて事業内容を選択する。(複数選択も可)</p> <p>① 特色ある農産物の導入等を可能とする基盤整備の仕様やかん水の方法の検討</p> <p>② 新たな営農体系を踏まえた水利使用の検討</p> <p>③ 実需者との連携を促進するための取組</p>	<p>1. 取組内容が次のいずれかに該当する取組であること(審査の観点は、取組内容のどちらかで行う。)</p> <p>ア) 付加価値のある新たな農産物の導入や地域ブランド化を目指すなど、特色ある農産物の導入や産地化を通じた産地振興、交流推進を図る取組</p> <p>イ) 多様な組織との連携による企業の経営体を誘致するビジネスプランの作成や活性化プランの作成等、地域の担い手等の人材の育成や確保を通じた産地の体質強化、交流強化を図る取組</p> <p>2. 新たな営農体系や導入作物を踏まえた水利利用に関する調査・検討等、産地の高度化、育成に向けた具体的な取組み内容となっていること。</p> <p>3. 事業の実施に関し、当該事業の影響を受ける農地や農業施設等の所有者又は管理者から円滑な協力や支援が受けられることが見込まれること。</p>

区 分	各メニューの内容の詳細	「10 (2) 審査の観点」(個別項目)
(7) 都市農業の振興	<p>下記の①～⑤を参考に、集落の現状に応じて事業内容を策定する。</p> <p>① 市民農園の運営の課題を解決するため、市民農園間の情報交換を目的としたネットワーク化を整備する取組</p> <p>② 農業体験農園の開設や運営にあたってのノウハウの提供による農園の整備促進を図る取組</p> <p>③ 地場農産物のブランド化や商品開発等による地域農業の活性化を図る取組</p> <p>④ 学校給食等における農産物集荷システムの構築や地場農産物の栽培状況等の情報ネットワーク等を整備する取組</p> <p>⑤ その他、都市農地の保全や都市農業の振興に資する取組</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都市農地の積極的な活用・非農業者の援農・農業体験等を通じ、都市農地の維持・保全や空閑地の活用が図られる取組であること。 2. 新鮮で安全な農産物の供給、農業体験・交流活動の場、災害時の防災空間、心やすらぐ緑地空間、国土・環境の保全、都市住民の農業への理解の醸成といった都市農業の持つ多様な役割のいずれかを推進する取組であること。 3. 農業体験や市民農園の普及、地場農産物の地元流通の拡大等の活動を通じ、非農業者が農に触れ合う機会を提供する等により、都市住民の農業理解の促進が図られる取組であること。
(8) 医療・介護の場としての活用推進	<p>医療や福祉等の団体と農山漁村が連携し、農林漁業や農山漁村が有する様々な機能を活用して行う園芸療法やアニマルセラピー等、農山漁村を医療・介護の場として活用した新たな協働による都市と農村の交流促進を通じた地域活性化の取組</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の医療・福祉機関等と連携した、癒し・安らぎに触れることのできる農山漁村空間の創出につながる取組であること。 2. 農林水産業と医療・介護等との連携による新たなビジネス展開に資するものであること。 3. 医療・福祉機関等と農山漁村との連携体制が構築された計画であること。 4. 医療従事者等が、構成員に含まれるなど専門的知見を有する者と連携した取組であること。 5. 地方自治体の医療・福祉関係部局からの理解・協力が得られる取組であること(地方自治体との連携、関係計画の位置づけ等)。

区 分	各メニューの内容の詳細	「10 (2) 審査の観点」(個別項目)
(9) 生活条件確保	<p>交通手段の整備や高齢者の介護・見守り、日用品の買物支援など、日常生活に必要な不可欠な生活条件を確保するために、集落の住民が主体となって参加する、自立的かつ持続的な運営が可能な取組を実施するための検討、人材の育成、組織化等の体制の整備などの取組</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の生活環境に係る課題と改善方向を踏まえた具体的な取組内容となっていること。 2. 取組内容に応じて、地元自治体や関係事業者等との役割分担を明確にした適切な連携体制の構築が見込まれること。 (例: 買物・生活交通支援にあつては、商店街、生活協同組合、交通事業者、宅配事業者等と、医療・介護支援にあつては、医療法人、福祉法人、福祉協議会等との連携) 3. 集落ぐるみで取組を支えていくなど、地域全体の理解・協力を得られる取組であること。
(10) 地域提案型活動	<p>(1)から(9)までに該当しない取組であつて、集落ぐるみで行う創意工夫にあふれた都市と農村の交流を通じた地域を活性化させる取組</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区分(1)～(9)のいずれか、又は区分(1)～(9)のうち複数の組合せにより実施することが困難な取組であること。 2. 地域の特色を活かした先進的な取組であること。 3. 地域のニーズに対応するため、独自の創意工夫が見られる取組であること。

別紙2

食と地域の交流促進対策交付金（食と地域の交流促進集落活性化対策）の対象経費

区 分	経 費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費、日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、食糧費（会議で供する茶等とし、懇親会等における飲食費用は含まれない。）、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当）（本事業の業務を実施するための労働の対価として労働時間に応じて支払う経費（退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費
14 研修手当	実践研修に要する手当

※ 都市人材の活用推進（田舎で働き隊）に係る研修手当は、事業費の2分の1以内、上限を月7万円とします。